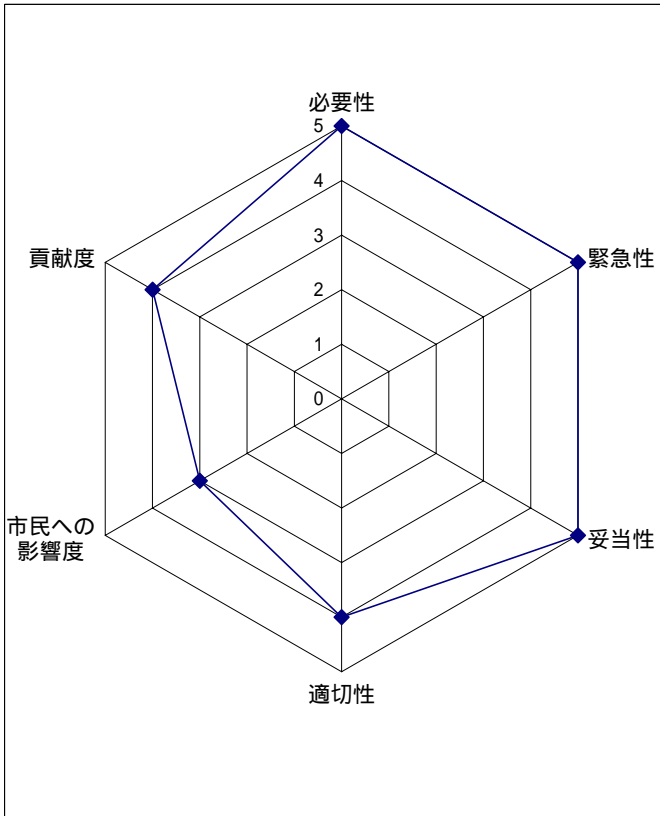


事務事業名	障害者相談支援事業	担当部局	保健福祉部
基本目標	第2章 ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	社会福祉課
施策体系	5自立した暮らしのできる地域づくり(障害者(児)福祉)	担当係名	障害福祉係
施策	策・自立・社会参加の支援		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。		
事業の期間(開始/終了)	平成19年 4月/ 年 月		
根拠法令、条例、規則など	障害者自立支援法 地域生活支援事業実施要綱 結城市障害者相談支援事業実施要項(案)		
事業が対象としている人(モノ)	障害者(児)	障害者(児)の家族	
主な活動予定内容	相談窓口の設置		
	障害者(児)やその家族からの相談に応ずる。		
	必要な情報の提供及び助言		
	関係機関との連絡調整		
	障害福祉サービスの利用支援		
	地域自立支援協議会の設置・運営		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	5 市民ニーズを把握し、十分に高いことを確認している 障害者施策の複雑化や精神障害者を含む相談件数の増加及び障害者やその家族からの要望も多様化している。障害者自立支援法の施行により、市町村の必須事業。
緊急性	5 住民の生命・財産等に直接影響するなど、緊急性が極めて高い 障害者施策の根本的役割を果たす事業であり、自立支援法で、市町村必須事業。
妥当性	5 役割分担を考えたが、行政以外には実施できない事業であると判断した 自立支援法により、市町村が実施する事業に位置づけられている。指定相談支援事業者に委託可。
適切性	4 代替案を検討し、この事業(方法)が一般的であり、問題はないと判断した 事業実施方法の検討中。
市民への影響度	3 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益が提供される事業である 障害者(児)及びその家族全般に利便が供与される。
貢献度	4 「施策の効果が高まる」、もしくは「施策の効率化を図れる」のいずれかを期待できる 専門職員の設置などが必要であり、予算増となる。しかし、障害者とその家族を支援する施策としては効果が大きい。

3. 事業の方向性

所管課長評価	相談支援事業は、障害者自立支援法で市町村の地域生活支援事業として位置づけられており、必須事業の一つ。身近なところで障害者から福祉相談を受けることで障害者の自立支援、福祉の向上が図られる。
政策推進面からの評価(企画)	障害者にとって誰に頼るか、誰に相談するか一番悩むものであり、弱者の立場に立った考え方をすることが重要と認識している。したがって、この相談支援事業は、進めるべきです。
財政面からの評価(財政)	障害者自立支援法に基づく市の必須事業で国県の補助もあり、相談件数も年々増加の傾向にあることから、設置はやむをえないと思うが、専門職の配置については必要最小限で最大の効果が上がるよう、人選に配慮されたい。
決定権者判断	予定通り要求 障害者の自立支援や社会参加の促進を図るため、専門職を配置して事業を進める。